

江戸川区子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

江戸川区子ども医療費助成条例（平成五年十月江戸川区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「乳幼児及び児童」を「、十五歳に達した日以後における最初の三月三十一日までの者」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条中第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を第四項とする。

第四条第一項中「（児童（満十二歳に達した日以後における最初の三月三十一日までの者を除く。次項及び第六条第三項において同じ。）にあつては、入院に係るものに限る。）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。
第六条第三項を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区子ども医療費助成条例第四条及び第六条の規定は、施行日以後に医療に関する給付が行われた場合について適用し、同日前に医療に関する給付が行われた場合については、なお従前の例による。

(説明)

江戸川区子ども医療費助成の対象範囲を拡大する必要があるので、本案を提出いたします。